

小田原市スポーツ施設指定管理者募集要項

本市では、施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年条例第26号）に基づき、小田原市スポーツ施設（小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン、小峰庭球場の4施設）の管理運営及びその他のスポーツ施設の予約受付等業務について、一括して指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

名 称	所在地
小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ	小田原市中曾根 263 番地
城山陸上競技場	小田原市城山二丁目 29 番 1 号
小田原テニスガーデン	小田原市蓮正寺 83 番地の 1
小峰庭球場	小田原市城山三丁目 30 番 22 号

各施設の詳細は、別添「小田原市のスポーツ施設の概要（令和8年7月）」のとおりです。

また、予約受付等業務を行うその他のスポーツ施設は、別添「小田原市のスポーツ施設の概要（令和8年7月）」17ページを参照ください。

2 管理運営方針

本市のスポーツ施設の多くは経年による老朽化が進む一方で、社会情勢や生活スタイルの変化によりスポーツに求められるものも多様化していることから、スポーツ施設の効率的な管理運営や利用者サービスの向上を図るとともに、老朽化の進行や利用状況、市民ニーズ等を踏まえた、市民の主体的なスポーツ活動を支える環境を整える必要があります。

こうした状況を踏まえ、次の事項に留意し各施設の管理運営を行ってください。

- (1) 各施設の特性に応じて施設・設備・器具等の維持管理を適切に行い、安全かつ快適な利用環境を整えるとともに、利用者の利便性の向上を図ること。
- (2) 公共施設として利用の公平性及び平等性を確保するとともに、利用者のニーズを反映した管理運営を行うこと。
- (3) 市民のスポーツ活動への参加を推進し、健康の維持と体力の向上が図られるよう、積極的な自主事業の実施等により施設の利用を促進すること。
- (4) 危機管理体制を構築し災害時の対応に備えるとともに、発災時は人命を最優先とした対応を取ること。
- (5) 施設の管理運営、個人情報の取扱い等については、関係法令等を遵守すること。

3 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (4) 業務に関連した情報の公開について適切に対応すること。
 - (5) 電気、燃料等のエネルギー使用量の削減、環境に配慮した商品の購入やサービスの推進など、環境への配慮を行うこと。
 - (6) 施設管理を行うにあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。指定期間終了後も同様とする。
 - (7) 指定管理の実施事項を定めた基本協定、各年度における事項を定めた年度協定及び事業計画書に従い管理運営を行うこと。
- ※ 管理の基準に関する細目的事項は、協議の上、協定で定めます。

4 指定管理者の業務

- (1) 小田原市体育施設条例（昭和 39 年小田原市条例第 21 号）、小田原市総合文化体育館条例（平成 8 年小田原市条例第 20 号）、小田原テニスガーデン条例（平成 9 年小田原市条例第 4 号）に規定する業務の実施に関すること。
- (2) 利用の許可及びその取り消し、その他小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン、小峰庭球場の利用に関すること。
- (3) 利用料金の徴収、減免及び還付に関すること。
- (4) 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン、小峰庭球場の施設及び付属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン、小峰庭球場の管理運営に必要な業務。
- (6) その他のスポーツ施設の予約受付等業務。
- (7) 具体的な業務内容及び履行方法については仕様書等による。

5 再委託の禁止

指定管理者は、仕様書等に定める業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、指定管理者が業務上必要な場合で市が認めた時は、個々の業務について第三者に委託できるものとします。

6 指定の期間

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 14 年（2032 年）3 月 31 日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

7 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。なお、法人格は必ずしも必要ありませんが、個人は申請することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は更生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (6) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体等に該当しないこと。
- (7) 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者を役員に含む団体等に該当しないこと。
- (8) 指定期間中、小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン、小峰庭球場の管理運営を円滑かつ安定して実施できること。
- (9) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入の必要がある場合）。
- (10) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応すること。
令和 5 年 10 月から導入されている消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者もインボイスに発行事業者の登録が必要になり、発行したインボイスの保存等に対応すること。
- (11) 複数の法人等が共同事業体等を構成してグループで応募する場合は、包括的な責任を負う代表の法人等を決めるとともに、重複して他の共同事業体の構成員若しくは単独として応募しないこと。
- (12) 小田原市市内事業者優先発注に係る実施方針で定める市内事業者または準市内業者に該当する法人等であること。複数の法人等が共同事業体等を構成してグループで応募する場合は、代表もしくは構成員のどちらかに適用する。

8 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の、指定期間内における管理運営に関する事業計画書（様式第2号）及び各施設・各年度の収支予算書（様式第3号）、各施設・各年度の自主事業の収支予算書（様式は任意）
- ※ 申請者において各様式の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができます。
- (3) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては会則等）
- (4) 当該団体の申請年度前3か年度に係る貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分に関する書類及び財産目録等の財務状況の分かる書類
- (5) 当該団体の申請年度前3か年度に係る事業報告書、その他業務を明らかにする書類
- (6) 納税証明書

- ① 国税（法人税等）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税について未納がないことの証明書
- ② 法人住民税（法人でない団体にあつては代表者の個人住民税）及び固定資産税について直近2年度分の納税証明書

- (7) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していることを証明できる書類
- (8) 本籍地の自治体で発行する身分証明書（法人にあつては代表取締役、法人以外の団体にあつては代表者）

※ 運転免許証や住基カードの写しではありませんのでご注意ください。

- (9) 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類

※ 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第9条では、市は公の施設の管理を、暴力団又は暴力団経営支配法人等（以下「暴力団等」という。）に行われてはならないと定めており、市は応募者が暴力団等でないことを確認するため、これらの情報を収集し、神奈川県警察本部へ照会します。

- (10) その他市長が必要と認める書類

複数の法人等が共同事業体等を構成してグループで申請する場合は、グループ構成員となる全ての法人等の上記(3)から(9)の書類に加え、代表法人等を定めるとともに、次の事項が分かる書類を提出すること。

- ① グループの構成員
- ② グループ構成員間の役割分担
- ③ グループによる指定申請に当たっての誓約書（様式第4号）

※ 証明書類は、証明年月日が申請書類提出時の3か月以内のもので、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差し支えない。

9 事業規模

小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン、小峰庭球場の管理運営に係る経費及びその他のスポーツ施設の予約受付等業務に係る経費については、以下の金額を参考に申請の際の事業計画及び収支予算を作成してください。なお、実際の指定管理料は、予算の範囲内で決定されます。

(参考金額)

令和4年度決算	利用料金収入	68,913,251円
	管理運営費等(人件費含む)	216,615,028円
令和5年度決算	利用料金収入	71,663,547円
	管理運営費等(人件費含む)	211,389,454円
令和6年度決算	利用料金収入	72,979,728円
	管理運営費等(人件費含む)	222,767,261円

10 質問事項の受付・回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付け、回答します。

(1) 受付期間 令和8年7月27日(月)から8月5日(水)まで

(2) 受付方法

質問票(様式第5号)に記入し、郵便、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。

郵便の場合、受付期間を過ぎて到達したものは無効となりますので、余裕をもって発送してください。

宛先は「23 申請書の配布及び問い合わせ先」と同じです。

(3) 回答方法 令和8年8月14日(金)に、質問及び回答を市ホームページに掲載します。

(4) 留意事項 口頭、電話での質問は受け付けません。

11 現地説明会の実施

現地説明会を、次により開催します。

(1) 開催日時 令和8年7月17日(金) 午前9時30分から午後3時頃まで

(途中、昼休憩1時間程度あり)

(2) 集合場所 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ 1階 研修室

(3) 参加人数 各団体2名まで

(4) 申込期限 令和8年7月10日(金) 午後5時

(5) 申込方法

参加を希望される場合は、現地説明会参加申込書(様式第6号)に記入し、郵便、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。

郵便の場合、申込期限を過ぎて到達したものは無効となりますので、余裕をもって発送してください。

宛先は「23 申請書の配布及び問い合わせ先」と同じです。

(6) 当日のスケジュール等

午前9時30分から30分程度、公募に係る概要説明を行います。

午前10時頃から正午頃まで小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ及び小田原テニスガーデンで、現地説明を行います。

その後、各自で昼食をとっていただき、城山陸上競技場（駐車場有）へ各自で移動していただきます。

午後1時30分から城山陸上競技場及び小峰庭球場で現地説明を行い、午後3時頃に現地で解散します。

12 申請書類提出方法及び提出期間

(1) 提出先

小田原市文化スポーツ課

〒250-0866 小田原市中曽根 263 番地 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ

電話 0465-38-1148（直通）

(2) 提出方法

提出先へ郵便（一般書留又は簡易書留）又は直接持参によるものとする。

郵便の場合、提出期間を過ぎて到達したものは無効となりますので、余裕をもって発送してください。

不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。

(3) 提出期間

令和8年8月17日（月）から8月31日（月）まで

※ ただし土曜日、日曜日、休館日（8月24日）は受付不可

郵便の場合：最終日の午後5時までに必着

持参の場合：午前9時から午後5時まで

(4) 提出部数

正本1部、副本12部

副本は、申請者名や企業名などがわかる箇所をマスキングするなどして提出すること。

副本は複写可、ただし、カラー表示がある場合はカラー複写とする。

(5) 留意事項

① 軽微な修正を除き、提出した書類の内容の変更はできないものとします。

② 申請書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに指定申請辞退届（様式は任意）を提出してください。

13 選定方法

選定は、指定候補者選定委員会を令和8年10月頃に開催し、書類審査及び面接審査により行います。

- (1) 申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方のプレゼンテーションをお願いいたします。時間、場所等の詳細については、後日連絡します。
- (2) 提出いただいた申請書等とプレゼンテーションの内容を踏まえ、「14 選定の基準」に基づき審査します。
- (3) 申請者多数の場合は、提出いただいた申請書等により事前審査を行い、プレゼンテーションに進む申請者を選定することがありますので、あらかじめご了承ください。

14 選定の基準

- (1) 施設の設置目的の達成
- (2) 関係法令等の遵守及び規程の適切な管理
- (3) 安定した管理運営の履行に必要な人員及び財政基盤
- (4) 施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力
- (5) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上
- (6) 運営実績、環境への配慮及びその他事業提案
- (7) 地域貢献・社会貢献の取組

※ 審査項目、内容、配点等は「24 審査項目等」のとおり。

15 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

16 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格とすることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) その他、指定候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの。

17 選定結果

選定結果については、各申請者に文書で通知します。

18 指定管理者の決定及び管理運営業務に係る経費

- (1) 指定管理者は令和8年12月小田原市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者の間で協定を締結しますが、この協定の管理運営業務に係る指定管理料は、各年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理運営業務に係る提案価格を下回る場合があります。
- (3) 利用料金の取扱い
「利用料金制度」を採用し、各施設の利用料金は指定管理者の収入とします。
- (4) 指定管理料等の管理
管理運営業務に係る経費は専用口座を設けるなど、他の経費とは別に管理を行ってください。

19 協定の締結

- (1) 指定管理者の指定後に管理運営業務の実施に関する事項を定めて協定を締結します。
- (2) 指定管理者が次の事項に該当するときは、市は行政手続き条例の定めによりその指定を取り消すこともあります。
 - ① 正当な理由なく協定の締結に応じないとき。
 - ② 協定の規程に反したとき。
 - ③ 財務状況の悪化により、管理運営業務の履行が確実にないと認めるとき。
 - ④ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者として適性でないと認めるとき。

20 スケジュール

- | | |
|---------------------------------------|-----------------|
| (1) 募集要項の発表 | 令和8年7月1日 |
| (2) 現地説明会参加受付締切 | 令和8年7月10日 |
| (3) 現地説明会 | 令和8年7月17日 |
| (4) 質問事項の受付 | 令和8年7月27日～8月5日 |
| (5) 質問事項に対する回答 | 令和8年8月14日 |
| (6) 申請書類受付期間 | 令和8年8月17日～8月31日 |
| (7) 指定候補者選定委員会
(申請者のプレゼンテーション及び審査) | 令和8年10月14日 |
| (8) 選定結果の通知 | 令和8年10月 |
| (9) 市議会における指定の議決 | 令和8年12月 |
| (10) 指定管理者の指定の告示 | 令和8年12月 |
| (11) 協定の協議・締結 | 令和9年1月～3月 |
| (12) 業務の引継ぎ・研修 | 令和9年1月～3月 |
| (13) 業務の開始 | 令和9年4月1日 |

21 指定の取消等

- (1) 指定管理者が市の指示に従わない時、その他管理の継続が適当でないと認める時は、指定管理者としての指定の取消若しくは期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。
- (2) 指定を取り消したときは、指定管理者は指定管理料の全部又は一部を市に返還しなければなりません。
- (3) 指定の取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたことにより、市に損害が生じたときは、指定管理者が賠償するものとします。なお、このことにより指定管理者に損害が生じても市はその責めを負わないものとします。

22 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。ただし、使用は市及び指定候補者選定委員会における検討に限ります。
- (3) 提出された書類は、小田原市情報公開条例に基づく公開請求の対象となり、公開請求がされた場合は、公開・非公開の判断をします。

23 申請書の配布及び問い合わせ先

- (1) 担当部課名 小田原市文化部スポーツ課管理係
- (2) 所在地 〒250-0866 小田原市中曽根 263 番地
小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ
- (3) 電 話 0465-38-1148 (直通)
- (4) ファックス 0465-37-5120
- (5) メール sp-kanri@city.odawara.kanagawa.jp

※ 申請書類や要項はホームページからダウンロードできます。

24 審査項目等

審査項目等については、次のとおりとします。

選定基準	審査項目	内 容	評価点	係 数	配 点
(1) 施設の設置目的の達成	管理運営の基本方針	施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営方針及び本事業への参加意欲	5	×1	5
(2) 関係法令等の遵守及び規程の適切な管理	諸規程の整備状況及び個人情報の保護	規程整備の充実度及び内容の整合性 個人情報保護の取組及び情報管理体制	5	×1	5
(3) 安定した管理運営の履行に必要な人員及び財政基盤	経営規模	管理運営業務を安定的に行える経営規模と財務体質を有しているか	5	×1	20
	管理運営体制	組織体制 (本部との連絡責任体制、警報発令・事故発生・災害発生など緊急時の体制)	5	×1	
		業務の実施体制 (人員の適正配置、有資格者の確保、人材育成計画)	5	×1	
	収支計画	収支計画の妥当性 内容の実現可能性	5	×1	
(4) 施設の効用を最大限に発揮させる事業計画及びその管理運営能力	施設の維持管理の内容及び効用発揮の実現可能性	建物の管理	5	×1	20
		設備等の管理	5	×1	
		建物周辺、敷地内等の管理	5	×1	
	管理運営経費の縮減	利用者サービスと適切な管理運営経費	5	×1	
(5) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上	サービス向上及び利用促進を図るための具体的手法	平等な利用の確保	5	×1	15
		利用者サービスの向上	5	×1	
		利用促進の取組	5	×1	
(6) 運営実績、環境への配慮及びその他事業提案	同様施設の運営実績	スポーツ施設の運営実績	5	×1	20
	環境への配慮	管理運営業務実施時の具体的な取組	5	×1	
	その他運営にあたっての事業提案	独自の発想に基づく事業提案と実効性	5	×2	
(7) 地域貢献・社会貢献の取組	地域貢献	地域経済活性化等への取組	5	×2	15
	社会貢献	社会的貢献に資する取組	5	×1	
合 計			100		

※ 評価点：5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（普通）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている）

※ 総合点が最も高い者であっても、当該総合点が総配点の60%以上であることを選定の要件とする。

指定管理者指定申請書

小田原市長 様

申請者 主たる事務所の所在地

団体等の名称

代表者の氏名

㊦

連絡先（電話番号）

次の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので申請します。

公の施設の名称： 小田原市総合文化体育館・小田原アリーナ、城山陸上競技場、小田原テニスガーデン、小峰庭球場

（添付書類）

- 1 事業計画書（様式第2号）、各施設・各年度の収支予算書（様式第3号）、各施設・各年度の自主事業の収支予算書（様式は任意）
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本（法人以外の団体の場合にあつては、会則等）
- 3 申請年度前3か年度に係る貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益処分に関する書類及び財産目録等の財務状況の分かる書類
- 4 申請年度前3か年度に係る事業報告書その他業務内容を明らかにする書類
- 5 納税証明書
 - (1) 国税（法人税等）、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村税について未納税額がないことの証明書
 - (2) 法人住民税（法人でない団体にあつては代表者の個人住民税）及び固定資産税について直近2年度分の納税証明書
- 6 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していることを証明できる書類
- 7 本籍地の自治体で発行する身分証明書（法人にあつては代表取締役、法人以外の団体にあつては代表者） ※ 運転免許証や住基カードの写しではありませんのでご注意ください。
- 8 役員全員の氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載した書類
- 9 その他市長が必要と認める書類
 - 複数の法人等が共同事業体等を構成してグループで申請する場合は、グループ構成員となる全ての法人等の上記2から8の書類に加え、代表法人等を定めるとともに、次の事項が分かる書類を提出すること。
 - (1) グループの構成員
 - (2) グループ構成員間の役割分担
 - (3) グループによる指定申請に当たっての誓約書（様式第4号）

小田原市スポーツ施設の管理運営に関する事業計画書

団体名	
設立年月日	
代表者名	
団体所在地	〒
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
担当者の所属・氏名	

現在管理運営している類似施設				
施設名称	所在地	主な業務内容	管理運営期間	関係する グループ構成員
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	
			自 年 月 日 至 年 月 日	

事業計画書（提案書）の記載内容

○目次を作成し、各項目について、それぞれ頁番号を記載してください。

1 基本方針

(1) 管理運営の基本方針

※ 管理運営業務を執行するにあたり、貴団体が持つ知識や能力をどのように活用し業務展開をするか等、当該施設の設置目的を踏まえた総合的な管理運営の方針について記載してください。

(2) 施設の管理に向けた参加意欲及び抱負等

2 諸規程の整備状況及び個人情報の保護

諸規程の整備及び個人情報保護に対する基本的な考え方及び具体的な個人情報の管理体制について記載してください。

3 管理運営体制

(1) 組織体制及び本部と現地との連絡責任体制

(2) 緊急時の体制

※ 各種警報発令時、事故発生時又は災害発生時などの緊急時の体制、連絡方法及び対応等についての考え方や取組について記載してください。

(3) 業務実施にあたっての実施体制

※ 人員配置計画、有資格者等の確保、勤務ローテーション等について組織図や一覧表等で記載してください。

※ 退職等により職員に欠員が生じた場合における対応や人員の補充の方法及び期限等について記載してください。

(4) 再委託業務の内容

※ 管理運営業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務の内容、履行確認の方法及び受託者の指導監督方法等について記載してください。

(5) 人材育成計画

※ 人材確保の方針及び職員研修等の考え方と取組について記載してください。

4 施設の維持管理と効用発揮

(1) 建物及び設備等の管理

※ 建物及び設備等の管理に対する基本的な考え方及び具体的な管理方法を記載してください。

※ 自然災害や第三者による器物損壊、盗難等が生じた場合における応急的な復旧措置の方法及び期限等について記載してください。

※ 建物及び設備等の修繕において、指定管理者が算出した見積額よりも市が他事業者から取得した見積額のほうが安価だった場合の対応について記載してください。

(2) 建物周辺及び敷地内等の管理

※ 建物周辺及び敷地内等の管理（駐車場や樹木・植栽、小田原アリーナ前庭等を含む）の基本的な考え方及び管理水準向上のための方策等について記載してください。

5 管理運営経費の縮減

※ 収支予算書の作成にあたり、利用者サービスの質を落とさずに管理運営経費の縮減をどのように図っていくのか具体的に記載してください。

※ 事業計画の策定及び収支予算の積算において、光熱水費の使用量や使用料の推移をどのように見込んでいるか、エネルギー価格の上昇にどのように対処していくかについて記載してください。

6 サービス向上及び利用促進について

(1) 平等な利用の確保

※ 平等な利用を確保するための具体的な取組について記載してください。

(2) 利用者サービスの向上について

※ 施設の利用案内、接客及び苦情処理等、利用者サービスの向上に向けた取組について、基本的な考え方及び具体的内容を記載してください。

(3) 利用促進の取組

※ 利用者要望の把握方法及び把握した要望の業務への反映方法等について具体的に記載してください。また、施設をより多くの人に利用していただくための方策についても記載してください。

7 環境への配慮

※ 管理運営業務実施時の環境負荷軽減やエネルギー使用料削減等への取組を具体的に記載してください。

8 地域貢献・社会貢献の取組

※ 地域経済活性化、地域の課題解決、地域コミュニティの発展等につながる取組について、具体的に内容を記載してください。

※ 社会的貢献に資する取組について、具体的に内容を記載してください。

9 その他運営にあたっての事業提案等

※ 本市では、スポーツ施設の健全経営を目指すため、新たな収入確保策が必要であると考えています。ついては、駐車場有料化やネーミングライツの導入など、導入手法に係る具体的な提案があれば記載してください。また、貴団体が関わった他のスポーツ施設での導入実績があれば併せて記載してください。

※ スポーツ施設の管理運営を通じて、地域スポーツの振興やスポーツを実施する環境づくりの実現に寄与する取組があれば記載してください。

※ その他、独自の発想に基づく事業提案等があれば具体的に記載してください。

小田原市スポーツ施設の管理運営に関する収支予算書
 (施設名)
 (令和 年度)

1 収入 (単位：千円)

区 分	金 額	具体的な積算
指定管理料収入		
利用料金収入		
その他 ()		
収入計		

2 支出 (単位：千円)

区 分	内 訳	金 額	具体的な積算
人件費	給与		
	手当等		
	法定福利費		
	その他 ()		
管理費	建物・施設管理費		
	植栽等敷地内管理費		
	清掃管理費		
	修繕費		
	光熱水費		
	雑費		
	その他 ()		
事務費	通信運搬費、消耗品費、備品費等		
	その他 ()		
事業費	提案事業等		
委託費			
事務経費	一般管理費等経費		
消費税	消費税相当額		
支出計			

- (1) 令和9年度は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までとします。
- (2) 同様に令和10年度から令和13年度までの各年度について作成してください。
- (3) 区分欄、内訳欄は適宜追加してください。
- (4) 積算根拠となる資料を添付してください。
- (5) 自主事業の収支予算書は別途作成してください。(様式は任意)

グループによる指定申請に当たっての誓約書

小田原市スポーツ施設の指定管理者の募集に対し、グループで指定申請するに当たり、グループの各構成員は、次のことを誓約します。

- 1 各構成員は、小田原市スポーツ施設の管理運営業務の履行について、連帯して責任を負うこと。
- 2 各構成員は、小田原市及び他のすべての構成員の承認がなければ、管理運営業務の履行を完了する日まではグループを脱退しないこと。
- 3 構成員のうち管理運営業務の履行を完了する日前において、小田原市及び他のすべての構成員の承認を得て脱退をする者が生じた場合は、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行すること。
- 4 構成員のうちいずれかが管理運営業務の履行を完了する前に解散した場合は、残存構成員が連帯して管理運営業務を履行すること。

令和 年 月 日

グループ名
(グループ代表者)
所在地
名 称
代表者 ⑩

(グループ構成員)
所在地
名 称
代表者 ⑩

(グループ構成員)
所在地
名 称
代表者 ⑩

(グループ代表者)
所在地
名 称
代表者 ⑩

質問票

団体名

団体所在地

担当者の所属・氏名

電話番号・ファックス番号

質問項目	質問内容
(募集要項等の該当頁及び項目を記入してください。)	

現地説明会 参加申込書

団体名

代表者の氏名

小田原市スポーツ施設の指定管理者の現地説明会への参加を、次のとおり申し込みます。

団体名	
団体所在地	〒
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
担当者の所属・氏名	
参加者の職・氏名	